

# 長期入院(180日)を超える入院に係る 選定療養について

180日を超える入院の選定療養に係る特定療養費

1日につき

2,728円

(うち消費税 248円)

平成14年4月の健康保険法の改定で、厚生労働省は「入院期間が180日を超える入院に関する基準」を定め、新たな患者の負担を決めました。

これは、「入院医療の必要性が低い患者側の事情により長期に入院している者への対応を図る」との趣旨から、同一の傷病又は負傷により入院した期間が180日を超える場合(当該疾病等が一旦治癒に近い状態になった後の入院は除く)は、患者の選択に係るもの(選定療養)として保険の入院料の一部を自費(特定療養費)として患者から徴収することとされたものです。

入院期間の計算には他の医療機関の入院も含まれるため、患者様にあっては3ヶ月以内の入院の有無についての正確な申告と、病院にあってはその入院が同一の傷病名であるかの確認を行うこととされております。

但し、退院の日から3ヶ月以上の期間、同一の疾病についていずれの医療機関にも入院せず経過した後の入院については新たな入院として計算されますので、前回の入院期間は加算されません。

また、厚生労働大臣の定める状態にある者(難病患者、重度の肢体不自由者、人工呼吸器使用者など)については、180日を超える入院でも選定療養には該当せず特定療養費は請求されません。

令3年10月

公益財団法人 星総合病院

医事課